

西区の温故知新！魅力アップ検討委員会 運営要綱

制 定 平成 23 年 10 月 24 日西政第 659 号（区長決裁）

（趣旨）

第 1 条 この要綱は、西区の温故知新！魅力アップ検討委員会（以下「委員会」という。）の運営に必要な基本事項を定める。

（委員会の検討事項）

第 2 条 区長は次に掲げる事項について、委員会に助言を求める。

- (1) 西区内の地域資源に関する現状と課題に関すること
- (2) 区民や企業へのヒアリング方法に関すること
- (3) 地域交流施策指針とモデル施策実施内容に関すること
- (4) その他、事業目的達成のために必要な事項

（構成）

第 3 条 委員会の委員は 15 人程度とする。

2 委員会の委員は、以下の者で構成する。

- (1) 学識経験者
- (2) 地域代表等
- (3) 区内の企業
- (4) 前各号に掲げる者のほか、区長が必要と認める者。

3 区長は、必要に応じ委員を追加することができる。

（委員長）

第 4 条 委員会に委員長を置く。

2 委員長は、委員の互選により選出する。

3 委員長は、委員会の議事進行及び取りまとめを行う。

（オブザーバー）

第 5 条 委員会は、横浜市関係局の職員をオブザーバーとして置く。

（委員の任期）

第 6 条 委員の任期は、就任の日から平成 24 年 3 月 31 日までとする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会議）

第 7 条 委員会の会議は、区長が招集する。

(意見の聴取等)

第8条 委員会は、会議の運営上必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見または説明を聞くほか、資料の提出その他必要な協力を求めることができる。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、西区区政推進課において処理する。

(公開)

第10条 会議は原則として公開する。ただし、委員長が必要と認めるときは非公開とすることができる。

2 会議の公開に必要な事項は、別に定める。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成23年10月24日から施行する。